

農業分野における企業誘致推進セミナー開催業務 企画提案募集要領

農業分野における企業誘致推進セミナー開催業務（以下「本業務」という。）の委託に当たり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 委託業務名 農業分野における企業誘致推進セミナー開催業務
- 2 事業目的 県内市町村の農業分野における企業誘致の機運醸成及び受入体制整備への着手
- 3 業務内容
 - (1) 業務内容 別紙1「農業分野における企業誘致推進セミナー開催業務 仕様書」のとおり
 - (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月12日まで
 - (3) 実施場所 宮城県内

第2 事業費（委託上限額）

金 1,595,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

第3 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
 - (4) 以下のアからウいずれかの手続をしている者又はされている者ではないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けた者を除く。）。
 - (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
 - (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこ

と。

(7) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。

- 2 上記 1 を満たす 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記 1 を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第 4 スケジュール（予定を含む）

1 企画提案募集開始	令和 8 年 9 月 16 日（水）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 3 時まで
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和 8 年 9 月 30 日（水） 予定
4 企画提案への参加申込期限	令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 3 時まで
5 企画提案書の提出期限	令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 3 時まで
6 企画提案書の選定	令和 8 年 10 月 21 日（水） 予定
7 選定結果の通知	令和 8 年 10 月 22 日（木） 予定

第 5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

- (1) 受付期限 令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 3 時まで（必着）
- (2) 提出方法 指定様式（様式第 1 号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp（宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班）
- (4) 回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、令和 8 年 9 月 30 日（水）を目処に宮城県園芸推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案参加申込書（様式第 2 号）
 - イ 宣誓書（様式第 3 号）
- (2) 提出期限 令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 3 時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (4) 提出先 engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp（宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班）

3 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、別紙 2「企画提案書の構成」により作成すること。

イ 事業経費見積書（任意様式）

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

ウ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）

- ・ 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・ 過去 2 年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば合わせて提出すること。

(2) 提出期限 令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 3 時まで（必着）

(3) 提出方法 電子メールにより提出すること。

(4) 提出先 engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp（宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班）

(5) 注意事項 ファイルサイズの都合上、電子メールでの提出が困難な場合は事前にその旨を申し出ること。

第 6 業務委託候補者の選定

1 業務委託候補者の選定方法

選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の 6 割以上となった事業者のうち、1 位を付けた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。また、採点の結果、1 位を付けた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、提案者が多数の場合は、予め提出書類による予備審査を行った上で、上位 3 者程度で企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

企画提案者が 1 者のみであった場合、各委員の評価点の平均が満点の 6 割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

2 選定

(1) 実施日 令和 8 年 10 月 21 日（水）午前予定 ※実施時間等の詳細は別途連絡する。

(2) 実施会場 宮城県行政庁舎内会議室（仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号）

(3) 実施方法

ア 出席者は 1 提案につき 3 人以内とする。

イ 1 応募者当たりの持ち時間は 25 分程度（説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

エ プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

オ Web 会議形式によるリモートプレゼンテーションを希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

(4) 応募者が多数の場合の取扱い

応募者が多数の場合は、事前提出書類による審査の上、上位者のみによるプレゼンテーショ

ン審査を行うものとする。

(5) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合もプレゼンテーションによる審査を行い、各委員の評価の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。また、第5の2(2)の期限までに提案者がいない場合は募集延長又は再募集を行う。

(6) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(7) 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第7 評価基準・配点

審査項目及び審査の視点並びに配点（合計100点）は別紙3「審査表」のとおりとする。

第8 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合

(2) 本要領等の規定に従っていない場合

(3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利益を得るために連合した団体等が提出した場合

(6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

本業務による成果品等の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 成果品の権利等

ア 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

ウ 成果品等について、発注者に対し受託者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(3) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(4) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(5) 提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(6) この契約は、電子契約を選択することができる。

第 10 問い合わせ先

宮城県農政部 園芸推進課 先進的園芸推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

電 話 022-211-2723

F A X 022-211-2849

E-mail engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp